

## 公認会計士政治連盟

## 黒田会長への新春インタビュー



鈴木昌治 幹事長

黒田克司 会長

平成26年の新春に当たり、政連の黒田会長にインタビューを行い、昨年の税理士法改正問題への対応及び今後の政連活動についてお話を伺いました。聞き手は鈴木昌治幹事長です。

## 税理士法改正問題への対応について

## (1) 政連での対応の基本スタンス

鈴木 黒田会長、明けましておめでとうございます。新年に当たり、最近の政連活動の状況についてお話を伺いたいのですが、まずは、昨年の税理士法改正問題に対して、会長としてどのような基本スタンスで対応されたのかお聞かせください。

黒田 公認会計士が税の専門家でもあるということは、歴史的・国際的に当然のことです。税務の適格性を保証されない公認会計士の監査証明は誰からも信用されません。日本では税理士制度との関係で、税理士法第3条に、税の専門家たる税理士の資格を有する者として公認会計士が明示されています。これには60余年の永い歴史があります。したがって、これに制限を課すということは、昭和23年以来積み重ねてきた我が国の監査制度そのものの信頼性に重大な悪弊を与えることになりかねません。そのような危機感をもっておりましたので、今回の税理士法改正問題、日本税理士会連合会(日税連)の要望する能力担保措置には断固反対というスタンスでおりました。

## (2) 税理士政治連盟との折衝におけるポイント

鈴木 この問題への対応の過程で、黒田会長は税理士政治連盟(税政連)と何回も折衝されましたが、その折衝におけるポイントはどのようなものだったのでしょうか。

黒田 最大のポイントは、我が国監査制度を守るとい根本を見失わないということです。監査制度を守るといことは「公認会計士はそもそも税の専門家でもある。」ということを理解して貰うということです。したがって、税政連との数次の折衝においては、公認会計士の資格取得プロセスにおける税に関する国家試験の内容、試験合格後に内閣府令に基づいて行われる税に関する理論と実務の教育(実務補習)とその修了考査の実施状況等について丁寧にご説明申し上げました。その説明とともに、公認会計士の税務に関する資質に疑問があるというのであれば、税理士会側から合理的な根拠を示してご説明いただきたいということを繰り返し要求いたしました。この要求に対して、日税連からは私達が納得できるご説明は一切いただけませんでした。したがって、日税連が主張する能力担保措置は根拠のない要望であり、国家・国民の視点から税理士法第3条を改正しなければならないという逼迫した事情は一切存在しない。よって、これを取り下げてもらいたいと要求いたしました。ただ、徒に原則論だけで議論していても進展がないという事情等も勘案し、公認会計士の税務に関する資質を養成する実務補習を基軸にして対応を図るとい我々の提案を基礎に、さらに協議を深めていき、最終的に、添付の確認書記載の合意が確定いたしました。

## (3) 最終的な合意の内容について

鈴木 この確認書に記載されている合意について、その内容をご説明ください。

黒田 この確認書は、65年に及ぶ公認会計士の歴史を踏まえたものと評価しております。この確認書には3項目が掲げられています。第一と第二は、自由民主党と公明党との平成26年度税制改正大綱にも同一の内容が掲げられておりますが、税理士法の改正法案及び関連する財務省令の骨子です。今後、通常国会に閣法として上程されることとなります。これから国会にてご審議いただくこととなりますが、条文のイメージは添付のとおりです。次に、第三は税理士法第3条に関して更なる見直しを求めないという項目です。この項目については例外を求める要求もありましたが、一切の例外を排し恒久的に措置することに決着いたしました。この確認書には、自民党の公認会計士議員連盟及び税理士議員連盟の各会長、並びに日本公認会計士協会、同政治連盟、及び日本税理士会連合会、同政治連盟のそれぞれの会長が自署押印しております。

## 確認書

平成26年度税制改正における税理士制度の見直しに関し、日本税理士会連合会と日本公認会計士協会は、下記のとおり合意したことを確認する。

記

- 一. 税理士制度の信頼性向上に資するとともに、監査の信頼性確保にも配慮する観点から、税理士法を改正し、税理士の資格について、現行第3条第1項及び第2項とは別に、公認会計士は、公認会計士法第16条に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を受講することとする旨の規定を設けることとする。

上記研修について定める財務省令においては、以下の点を規定することとする。

- ① 実務補習団体等が実施する税法に関する研修を国税審議会が指定する。
- ② 指定する研修は、税法に属する試験科目の合格者と同程度の学識を習得することができる研修とする。

- 二. 上記の改正の施行は3年後とし、当該改正施行後の公認会計士試験合格者から適用することとする。

- 三. 税理士法第3条に関して更なる見直しを求めない。

以上

平成25年12月3日

## (改正案イメージ)

税理士法

(税理士の資格)

第3条 次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。

(略)

一～三 (略)

四 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)

2 (略)

3 第1項第4号に掲げる公認会計士とは、公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士をいう。

附則

第〇条 新税理士法第3条第3項の規定は、平成29年4月1日以後に公認会計士法第3条に規定する公認会計士試験に合格した者について適用し、同日前に公認会計士試験に合格した者については、なお従前の例による。

税理士法施行規則

(税法に関する研修)

第〇条 法第3条第3項に規定する財務省令で定める税法に関する研修は、法第6条第1項第1号に掲げる科目について、法第7条第1項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができるものとして国税審議会が指定する研修(※)とする。

- 2 国税審議会は、前項に規定する研修を指定したときは、その旨を官報をもって公告しなければならない。これを解除したときも、同様とする。

※ 告示により実務補習を指定する。



#### (4) 合意に対する会長としての認識

鈴木 この合意に対する黒田会長の認識をお聞かせください。

黒田 この合意は、両会の議員連盟及びその当事者だけではなく、その他多くの政官関係者との意見交換、調整及び協議に基づき成立したものです。第一と第二はすでに国会マターであるため、今後の審議状況を注意深く見守る必要があります。一方、第三の項目に関しては、将来に亘って効力を及ぼすものであるため、両会自身が良識と品位を持って誠実にこれを遵守すべきです。そのことが、それぞれの制度の発展及び社会的信用の高揚に貢献することになると確信しております。

鈴木 良く分かりました。ありがとうございました。

### 今後の政連活動について

#### (1) 公認会計士の資格で税務業務を行えることへの対応

鈴木 それでは次に、今後の政連の主な活動内容についてご説明をお願いします。

黒田 協会は、今回の税理士法改正問題への対応を受けて、監査の信頼性確保のための関係法律の改正要望として、税理士法第51条の2を設けることにより、「公認会計士はその資格で税理士業務を行える旨の規定を設けること。」との機関決定を行っております。この機関決定については、自民党、公明党及び民主党のそれぞれの公認会計士議連乃至懇話会においてもご了解をいただくとともに、税理士法改正反対運動の一環として、衆参500人余の国会の先生方に陳情して参りました。この成果もあり、最終的には先ほどの合意に至った次第であり、監査の信頼性を確保するとともに公認会計士としての国際標準を維持することができたという認識です。しかしながら、税理士法改正問題の解決とともにこの機関決定が消滅するわけではありません。IFACに加盟する129の国又は地域の中で、我が国の公認会計士の税務業務に関しては、その制度設計が唯一変則的なものであるということを常に意識するとともに、公認会計士制度の国際的な変革の潮流に取り残されないようにしておく必要があると考えます。

#### (2) 今後の政連活動の活性化について

鈴木 当協会の政連活動をより一層活性化するためには、「国会議員を囲む公認会計士の会」の数を増やしたり、各地方会での地元密着型の政連活動を充実させることも重要だと考えますが、今後の政連活動について、黒田会長のご意向をお聞かせください。

黒田 今回の税理士法改正問題に対する政連活動は、全国的に全員参加方式で実践できたことが最大の成果と考えております。また、最優先事項としてこれに取り組んでいただいた森会長(政治連盟特別顧問)、本部及び地域会役員、政連地方会役員並びに参加された会員諸兄におかれましては、お忙しい中本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。さらに、ご理解ご支援いただいた国会議員の先生方にも深く感謝申し上げます。また、この陳情等を通じて、公認会計士制度に対する国会議員の先生方のご理解をさらに深めなくてはならないということを実感された諸兄も多いのではないかと想像いたしております。公認会計士制度のさらなる発展を目指して、協会本部の制度設計の実現のために政治連盟は全力で取り組みます。そのためには、より多くの議員の先生方のご支援をいただかなければなりません。したがって、囲む会による活動は積極的に拡大していかなければならないと考えています。特に、地元選挙区にお住まいの会員の方々を中心に囲む会を組成していただくことが効果的だと思います。また、地方会へのタイムリーな情報提供、政治連盟会費・寄付金の納入率の向上、政連本部の事務局機能の強化も重点課題と考えております。引き続き皆様方のご支援をお願いしたいと思います。

鈴木 黒田会長、ありがとうございました。



### 活動報告

平成25年11月28日(木)、横浜の崎陽軒本店で、「公認会計士による 甘利 明 後援会」第3回通常総会並びに「甘利 明 先生議員在職30年祝賀会」が開催された。

安倍政権において経済再生担当大臣として日本経済再生の舵取りという重責を担っておられる甘利 明先生のお話を直接伺える数少ない機会とあって、日本公認会計士協会の森 公高会長、日本公認会計士政治連盟の黒田 克司会長はじめ協会役員および政連役員の方々、監査法人の代表の方々、一般会員の方々等、極めて多数の方々駆けつけてくださり、会員213名、招待者15名、総勢228名の出席者により大盛況となった。甘利 明先生には「第三の矢が公認会計士に期待するもの」という演題でご講演をいただいた。

昨年今頃は、景気が停滞し、日本中がデフレスパイラルの出口を見出せず、暗い年の瀬

## 「公認会計士による 甘利 明 後援会」第3回通常総会 並びに「甘利 明 先生議員在職30年祝賀会」開催

平成25年11月28日



を迎えようとしていた。そんな中、甘利 明先生は、総選挙で政権を取り戻し日本を再生するための構想を周到に練っておられた。1年後の現在、甘利 明先生の構想どおり、「三本の矢」の

戦略のもと日本経済再生が成し遂げられつつある。この1年間の目まぐるしい、劇的な変化は、甘利 明先生の功績によるところが非常に大きい。

甘利 明先生はご講演の後にも会員にお声掛けくださり、以前にも増して懇親を深めることができ、非常に有意義な会となった。(甘利 明 後援会 広報担当幹事長 八代 輝雄)

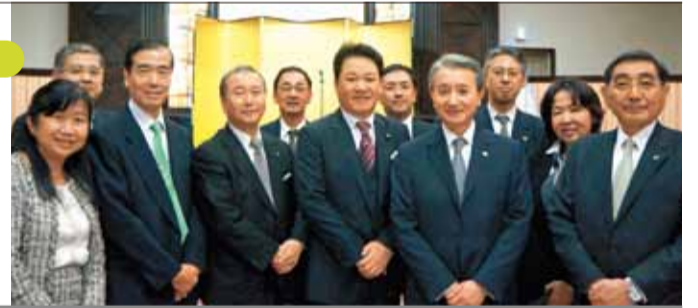
## 参議院議員「おだち源幸君を励ます会」開催

平成25年12月3日

12月3日、参議院議員「おだち源幸君を励ます会」が神田神保町の学士会館で開催された。「倍返し」で話題となったテレビドラマの撮影現場でもある華やかで格調高い会場には、公認会計士をはじめ地元大阪出身の方々も大勢

参加され、溢れんばかりの盛大な会となった。尾立参議院議員(公認会計士、民主党、大阪)は、平成16年初当選、現在2期目であり、公認会計士としての経歴を存分に活かされ、財務大臣政務官、参議院・財政金融委員長などの要職に

おいてその見識を如何なく発揮されるなど、現在も財政金融委員会の理事として活躍中である。



## 国会議員への年末挨拶まわり

平成25年12月17日

本年も恒例の国会議員への年末挨拶まわりを行った。今年は税理士法改正問題で陳情に伺った521人の議員事務所を訪問し、問題解決のご報告と公認会計士協会の主張へのご理解に対して御礼を申し上げた。また、引き続き監査の信頼性を担う当協会の取組みに対するご支援をお願いした。

議員年末挨拶まわりに協力された会員の方々は、次のとおりです。(五十音順)



竹本直一 衆議院議員



吉野正芳 衆議院議員



伊藤達也 衆議院議員

- |      |       |      |      |       |      |      |
|------|-------|------|------|-------|------|------|
| 青木章太 | 小川千恵子 | 北澄和也 | 酒井宏暢 | 田中祐輔  | 藤井寿  | 森公高  |
| 池上玄  | 小栗一徳  | 久保田博 | 澤田尚史 | 棚橋公夫  | 前原一彦 | 柳澤義一 |
| 磯秀雄  | 大嶋良弘  | 黒田克司 | 椎名弘  | 田之倉敦司 | 牧野勇次 | 吉田慶太 |
| 市村清  | 大村廣   | 毛塚邦治 | 鈴木昌治 | 中川隆之  | 松本次夫 |      |
| 海野正  | 奥山弘幸  | 小暮和敏 | 高橋淳二 | 萩原英彦  | 峯岸芳幸 |      |

## 談話室

昨年日本を振り返ると、長いデフレの時代が続いていたが、脱却が近づいているという声が強まっている。また、流行語大賞にも選ばれた「お・も・て・な・し」のプレゼンにも注目を浴びた東京オリンピックの招致や賃上げの動きなど明

る話題も増えてきていると感じる。しかしながら、財政健全化の必要性はより強まるとともに、被災地の復興やTPP交渉など多くの課題が山積しているのも事実である。

我が業界では、税理士法改正問題がようやく着地点を見出し、未就職者問題も落ち着いてきた。しかしながら、今度は公認会計士が足りないという報道され、一部では勤務先を移動す

るケースも生じているという話も聞く。また、受験者数が激減し、業界の将来を考えるとゆゆしき問題となっている。我々の業務が経済環境の影響を受けるのは仕方がないことかも知れないが、改めて、ここで公認会計士は社会にとってどうあるべきかを考えるタイミングとなっているのではないだろうか。企業会計審議会では特別目的の監査が審議さ

れており、監査が大きく変わる可能性を秘めている。日本公認会計士協会の森会長が述べている、「会計のあるところに監査あり」という第一歩となることに期待するとともに、公認会計士の対応なども含め、社会における公認会計士をアピールする一年になることを祈念している。

(中村元彦)